

道 教 委 の 対 応

R 2 . 4 . 17 教育庁

1 公立学校の全道一斉臨時休業の実施

市町村教育長とテレビ会議を開催し、下記のとおり臨時休業を要請するとともに、休業期間中の留意事項を周知

(1) 休業期間 4月20日(月)～5月6日(水)

(2) 対象校

小学校	9 8 6 校
中学校	5 6 4 校
義務教育学校	1 1 校
高等学校	2 2 5 校 (道立 1 9 4、市町村立 3 1)
中等教育学校	2 校 (道立 1、市町村立 1)
特別支援学校	7 1 校 (道立 6 6、市町村立 5)

合 計 1, 8 5 9 校

※ 石狩管内 6 市町(札幌市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町)、空知管内 1 町(月形町)、においては、既に休業実施中

(3) 休業期間中の対応

- ・ 児童生徒及び教職員の健康観察
- ・ 休業期間中の過ごし方の指導
(感染リスクを高めるような不要不急の外出自粛)
- ・ 家庭学習支援(授業動画の配信や学習教材の提供)
- ・ 登校日の設定(健康状態の確認や学習指導)
- ・ 児童生徒、保護者の心のケア(来校相談、家庭訪問、24時間電話相談)
- ・ 教職員の在宅勤務や時差出勤の活用

2 道立社会教育施設の休業の実施

(1) 美術館、図書館等

4月18日(土)から5月6日(水)まで休館

(2) 青少年教育施設(ネイパル)

2月28日(金)から休館継続中